

秘密  
厳守

相談・  
専門家派遣  
無料

事業主、労務担当者様  
そのお悩み、ぜひ

# 専門家に

# ご相談 ください!

ひとつでもチェックがつかますか?

- 年次有給休暇**5日間**の取得をしていない従業員がいませんか?
- 1ヶ月に**45時間超残業**している従業員がいませんか?
- 月60時間超の時間外労働に対する**割増賃金**を払っていますか?
- パートタイムに正社員と**同じ手当を支給**していますか?
- コロナ禍による、**テレワーク実施時の労務管理**が整っていますか?



これらを改善することにより  
「**人手不足の解消と定着**」を図りませんか!



ご都合に合わせた  
相談方法が選べる!

働き方改革の推進にのため、中小企業・小規模事業者等を中心に就業規則の作成方法、非正規労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、**労働関係助成金**の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様へ助言・提案などの相談支援を行います。

相談方法

- ① 企業訪問 (1社あたり最大6回)
- ② 電話・メール
- ③ センター来所
- ④ 出張相談会

## 千葉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-174-864

受付時間 平日 9:00~18:00

住所 〒260-0013  
千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館 7階

MAIL [hk12@mb.langate.co.jp](mailto:hk12@mb.langate.co.jp) FAX 043-301-5835

[http:// 千葉働き方改革推進支援センター .site](http://千葉働き方改革推進支援センター.site)

相談・セミナー情報詳細は、  
ホームページをご覧ください。

千葉 働き方改革

検索



## 年次有給休暇の 確実な取得

大企業・中小企業とも 2019年4月～

## 時間外労働の 上限規制

大企業：2019年4月～／中小企業：2020年4月～

## 同一労働同一賃金

2020年4月～

※中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の運用は、2021年4月1日～

## 年次有給休暇の確実な取得とは

労働基準法が改正され、使用者は、法定の年次有給休暇付与日数が10日以上全ての労働者に対し、時季を指定して毎年5日、年次有給休暇を確実に取得させる必要があります。

## 時間外労働の上限規制とは

残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

## 同一労働同一賃金とは

正社員と非正規労働者との間の不合理な待遇差が禁止されます。



# 個別訪問申込書 FAX：043-301-5835



千葉働き方改革推進支援センター 宛

WEB相談フォームはこちら ▶▶▶▶

事業場名				ご担当者 氏名			
所在地	〒 -						
連絡先	電話			E-MAIL			
	FAX						
訪問 希望日	・ 令和 年 月 日 ( ) ・ 令和 年 月 日 ( ) ・ 令和 年 月 日 ( )			<input type="checkbox"/> オンライン相談希望	※ 後日、日程調整のお電話を申し上げます。		
相談内容 ✓をお付け 下さい	<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制 <input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用 <input type="checkbox"/> 36協定 <input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (非正規労働者待遇改善) <input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け <input type="checkbox"/> その他【					<input type="checkbox"/> 人手不足 <input type="checkbox"/> 最低賃金制度 <input type="checkbox"/> 無期転換制度 <input type="checkbox"/> 生産性向上への対応 <input type="checkbox"/> 賃金制度全般 <input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価 <input type="checkbox"/> 高度プロフェSSIONAL制度 】	

### 【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：  
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和3年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について  同意する（チェックしてください）